



2012. 1. 15 発行

本号の内容は以下のとおりです。

- I. 第 67 回運営委員会報告 _____ p. 1
- II. 第 63 回国際看護研究会講演会報告 _____ p. 1
- III. 国際看護研究会第 15 回学術集会について _____ p. 4
- IV. 第 64 回国際看護研究会講演会のお知らせ _____ p. 4
- V. 皆様へのお願い・お知らせ（事務局より） _____ p. 4

※本文に記載されている振込先やメールアドレスについては、現在は使われておりませんのでご注意ください。

I. 第 67 回運営委員会報告

第 67 回運営委員会は、2011 年 12 月 17 日に JICA 地球ひろばで開催された。国際看護研究会第 15 回学術集会については JICA 地球ひろばが 8 月末で閉鎖され、機能が JICA 市ヶ谷研究所に移されることになっているが、学術集会会場として使用できるかどうか不明であるため確認し、場合によっては開催日の変更を検討すると報告があった。また今後の講演会は 3 月 17 日、6 月 10 日に会場を確保している旨報告された。その後会員名簿管理について協議し、会費納入の督促、未納者の名簿からの削除等について確認した。2012 年度はスタディツアー開催の年であり、時期・訪問先・予算等について意見交換を行った。

II. 第 63 回国際看護研究会講演会報告

第 63 回国際看護研究会は、2011 年 12 月 17 日（土）JICA 地球広場にて、「開発援助の体験を生かした東日本大震災の支援」をテーマに今井家子（いまいいえこ）氏、今井災害看護研究所所長にご講演いただきました。

【講演抄録】

開発援助の体験を生かした東日本大震災の支援

今井災害看護研究所 今井家子

1986 年に日本赤十字社とネパール赤十字社の共同事業「飲料水供給プライマリヘルスケアプロジェクト」のため看護師として 6 カ月間ネパールに滞在した。

プライマリー・ヘルスケア（以下 PHC）では「健康は基本的人権である」としている。また

PHCの活動に必要な要素として主要な保健問題、食料の促進と適切な栄養、安全な水の十分な供給と基本的な衛生、基礎的な衛生、家族計画を含む母子ケア、主要な感染症に対する予防接種、風土病の予防と対策、一般的な疾病や外傷の適切な治療、必須医薬品の供給の8つをあげている。

ネパールではインド国境に近いタイの村に安全な水の供給のため井戸を掘っていた。そして井戸のできた村の人々にPHCのプログラムを推進するため、村の青年にトレーニングを実施するプログラムを作成した。さらに、村の青年だけで実施するには力が弱いので、私達はネパール人のスタッフと共にプログラムを実施している40の村を訪問し、村の人々に集ってもらいプログラムの説明をして協力を求めた。また村を訪問した時に井戸の使用状況やトイレの作成状況を見て回った。

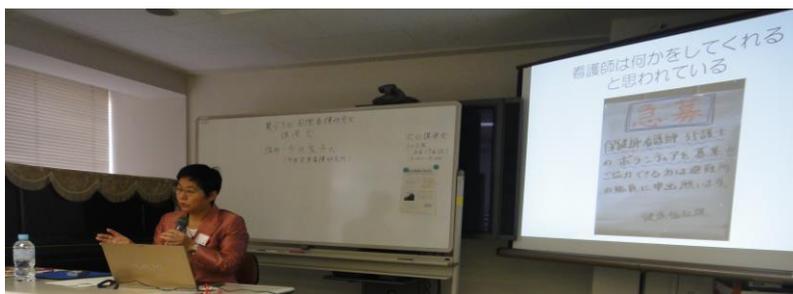
1991年にフィリピンで大きな地震があり視察に派遣された。そこでは、食料の配給、飲料水や生活用水の配給、仮設の診療所での診察と薬の配布などを実施していた。

また避難所になっている小学校を訪問して、狭い教室に何家族もが雑魚寝状態であることからトイレの使用状況や、生活の環境が悪い事が問題であると感じた。そしてこの時にPHCの8つの要素が災害救援の時の視点と同じだということに気がついた。

1995年の阪神・淡路大震災で、日本の避難所もフィリピンの避難所と状況は同じだった。ライフラインの途絶えた都市の住民は飲料水や生活用水の入手は配給を待つしかなかった。また食料の配布に長蛇の列ができていた。寒い体育館で雑魚寝の状況は環境が悪く風邪が蔓延し高齢者は肺炎を起こした。

その後1996年のルアンダ難民の救援の時にNGOの間で救援の質に差があるという事でスフィア・プロジェクトができた。これは「人道憲章と災害援助に関する最低基準」となっている。この中でプロジェクトの目的は「あらゆる手段を尽くして被災者の苦痛を軽減する」となっている。そして人道憲章では「被災者は生命が脅かされる時には保護と援助を受ける権利があり、尊厳ある生活を営む権利がある」とうたわれている。また「援助機関は保護措置を講ずる義務がある」とも述べている。

今回の東日本大震災では「看護師、保健師、介護士募集」の文字を見かけた。また多くの看護師は病院に出勤できない状況で、孤立した地域で自主的に活動していた。今日では一般の人々は災害が起きた時には「看護師は何かをしてくれる」と期待している。看護の基礎教育でも災害看護が必修になってきており、看護師は被災者の尊厳ある生活、生命を守るために保護措置を講ずる義務を負っていると言えるだろう。



前置きが長くなったが今回の東日本大震災での活動を PHC の活動やスフィア・プロジェクトからの視点で述べてみたい。

福祉避難所での活動。通常は訪問看護などを行っている福祉施設。被災当日は自衛隊に救出された老人が 60 名近く運ばれてきたとのこと。その後別の老人福祉施設に移動したり自宅へ帰ったりした方がいて、私達が行った時は 25 名位の方が避難していた。看護師と介護士のボランティアが活動した。24 時間の見守りと日常生活の介助、健康管理が主な仕事だった。派遣前に「若い看護師や介護士と施設の看護師や介護士とうまくいってないようだ」と説明された。若者の話を聞くと「洗髪等のケアをしたが施設の看護師、介護士から継続を拒否された。そのあと人間関係が悪くなった。」とのことだった。施設の看護師は「皆がここへ来た時は大変だった。その時から見れば今はずっとまし」と言っていた。施設の状況としては途絶えていたライフラインがやっと使えるようになったところ。ここの職員としては一時的な預かりですぐ他の施設に移動、または自宅に帰る人たち、と考え積極的にケアをすることは考えていなかったのではないかと。しかし、被災当日は 60 人もの泥水と油で汚れた人たちを冷たい水で洗い玄関ロビーまで使って収容という大変な作業をしている。また施設の看護師は震災から 2 週間以上たっているのに一度も家に帰っていないという。そこで考えられるのは「自分たちが十分なケアをしていないと非難されている」と感じたのではないかと。また「外部から来た者が勝手に行動している」と感じたのではないだろうか。被災者で救援活動をしている人は疲れ切った中で「外部から来た人たちは、自分たちを非難しているのではないかと」思いがちになる。私たち外部から行く救援者はまず被災者で救援者である彼らが「とってものがんばった」事を理解し、ねぎらう事から始める事が重要である。人間関係ができてからでないと私たちを受け入れてもらう事は出来ない。そこで私たちはまず施設の看護師の話をじっくり聞き、彼らの大変だった時の話を聞いた。また自宅に帰ってゆっくり休むことが必要と話し、一晩私達ボランティアだけで泊まる事を提案した。翌朝、自宅から出勤してきた彼らの表情が明るくなっていた事は言うまでもない。

国際救援でも国内救援でも外部から行った者が受け入れられる為には、まず人間関係作りが必要である。スタッフと信頼関係ができて初めて住民や避難している人たちが安心できる環境を提供する事が可能になる。この事を忘れて行動をすれば迷惑するのは被災者である事を忘れてはならないと教えられた。

この避難所へ訪問看護ステーションから巡回が来ていた。男女混合で寝ている場所で臀部の処置やおむつの交換を仕切りのないオープン状態で実施していた。ケアに来ているヘルパーたちはそれを何の疑問も感じていない様だった。私たちは余っていた毛布を利用して目隠しにした。特にケアをしていた人たちに声をかけたわけではないが次回からは同じように毛布で仕切りをするようになった。被災直後は避難していた人も多く混乱していたのかもしれない。人が少なくなりスペースに余裕ができたが、心の余裕がまだ取り戻せていないのだろうと感じた。私たちの役割は被災地でも人間の尊厳を守ること。そのために見逃せない事を変更するためには、押し付けるのではなく見本を示しそのほうが良いと気づいてもらい行動変容してもらう事が継続につながると考える。

災害時だからこのくらいしかできないのではない、災害時でも可能な限りの手を尽くさなければならぬ。健康な生活や人間の尊厳が冒されているときに私たち看護師は被災者を保護し守る義務がある。人はすべて健康で安全な生活を送る権利がある、尊厳ある生活を送る権利があるのだという事を基本に判断し、行動しなければならないという事を改めて感じた。

III. 国際看護研究会第 15 回学術集会について

第 67 回運営委員会報告にありますように、JICA 地球ひろばでの開催が不可能となりました。検討した結果開催日は予定通り 2012 年 9 月 15 日（土）のままで、会場は JICA 横浜に変更することになりました。皆様のご理解をお願い申し上げます。テーマは「在日外国人と災害」です。

IV. 第 64 回国際看護研究会講演会のお知らせ

日時：3 月 17 日（土）13：00～15：30（12：30 受付開始）

会場：JICA 地球ひろば セミナールーム 508

講師：後藤美穂（ごとう みほ）氏 独立行政法人 国立国際医療研究センター

テーマ：セネガル共和国タンバクンダ・ケドゥグ州の母子保健サービス改善の取り組み

*2012 年度次回の講演会は 6 月 10 日（土）を予定しております。

なお、講師の都合によっては変更の可能性があります。詳細は次号にてご確認ください。

この講演会のチラシは同封されています。

V. 皆様へのお願い・お知らせ（事務局より）

1. 2009 年度、2010 年度、2011 年度の会費をまだ納めていない方は至急お振込をお願い致します。

研究会は会員の皆様からお振込頂く年会費（2 千円）により運営されています。納入年度は封筒の宛名の右下に会員番号とともに記載されています。また、事務整理の都合上、振込用紙に会員番号もご記入をお願いします。振込先は一番下に記載してあります。

2. 国内外に転居された方もいらっしゃるかと思います。国際看護研究会では経費節減のため、NEWSLETTER の送付にはメール便を利用しておりますが、最近転居先不明で戻ってくる場合が多くなっています。海外にも NEWSLETTER をお送りしています。

転居された方は研究会事務局(下記 e-mail あて)に新住所をご連絡下さい。

3. NEWSLETTER の「海外情報」に掲載する記事を募集しております。会員の皆様の活動報告、活動国の様子、医療事情、あるいは旅行記など海外に関する情報をお待ちしております。研究会事務局(下記 e-mail あて)にお申し出ください。

4. 会員の皆様からのご意見を反映して研究会の活動の更なる改善を図りたいと思います。講演会のテーマ, NEWSLETTER についてなど, 本研究会へのご意見をお聞かせ下さい(下記 e-mail まで)。
5. 第 14 回学術集会抄録の残部があります。ご希望の方はその旨明記の上, 抄録代として 500 円, 郵送代として 80 円の合計 580 円分の切手 (80 円までの小額切手でお願いします) と返送先を書いた A4 サイズ用の返信用封筒を事務局までお送りください。

※個人名で書かれた原稿内容は研究会の意見を反映するものではありません。また、ニュースレターの記事に関して無断転載を禁じます。皆様のご理解をお願いいたします。



JSIN Newsletter